

電気のご契約に関わる重要事項

本書は、電気事業法および特定商取引法にもとづき、お客さまと株式会社エネワンでんき（以下「当社」といいます。）との電気のご契約に関わる重要事項が記載されておりますので、十分ご理解いただき、大切に保管していただきますようお願いいたします。

1 供給契約の申込み、成立および契約期間

- (1)お客さまが新たに供給契約を希望される場合は、あらかじめ当社が別途定める電気供給約款、各種付帯契約要綱（以下「供給約款等」といいます。）、各種サービス利用規約、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、電気契約種別を1つ選択し、当社所定の方法により申込みいただきます。
- (2)供給契約は、申込みを当社が承諾したときに、当社および当該一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客さまとの間に成立いたします。
- (3)契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (4)契約期間満了日の15日前までに当社またはお客さまのいずれかから供給契約の終了または変更の申出がない場合は、契約期間満了後も、1年ごとに同一条件で更新いたします。
- (5)当社は、法令、電気の使用状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまが供給約款等の内容を承諾していただけない場合、当該一般送配電事業者の託送約款等に定める事項にご協力いただけない場合、供給契約の申込みがお客さま本人の意思にもとづくものと確認できない場合、その他やむをえない場合には、お客さまの供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。

2 供給開始予定日

- (1)他の小売電気事業者からの供給契約の切り替えの場合は、申込み日以降に当該一般送配電事業者が実施する検針日といたします。ただし、申込み日が検針日直前の場合、その次の検針日とすることがあります。
- (2)新たに電気の使用を開始される場合は、当社へお申し出いただいた供給開始希望日といたします。
- (3)当社への申込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。
- (4)当社は、当社が供給力を十分に確保できない場合または当該一般送配電事業者が天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

3 契約電流、契約容量、契約電力（以下「契約電力等」といいます。）

申込みいただいた契約電流、契約主開閉器、契約負荷設備の内容をもとに決定いたします。ただし、他の小売電気事業者からの供給契約の切り替えの場合は、他の小売電気事業者との供給契約終了時点の契約電力等の値を引き継ぐものとします。なお、申込みいただいた契約電力等が供給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約電力等の値と異なる場合には、当社はお客さまに通知のうえ、供給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約電力等の値に変更することがあります。

4 供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。

5 電気料金の算定

- (1)月々の電気料金は、供給契約ごとに選択した電気契約種別を適用し、次の算式によって算定いたします。

電気料金＝（基本料金）＋（電力量料金単価 × 使用電力量）＋（燃料費調整単価 × 使用電力量）＋（再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 使用電力量）
--
- (2)燃料費調整額は、燃料費調整単価と1ヵ月の使用電力量に応じて算定いたします。燃料費調整単価は、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合はプラス調整を、下回る場合はマイナス調整を行ないます。なお、燃料費調整単価は毎月変動し、上限値はありません。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。<https://eneonedenki.net/hokkaido/clause.html#fuelcost>

- (3)再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価と1ヵ月の使用電力量に応じて算定いたします。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、法令にもとづき、毎年度、当該年度の開始前に経済産業大臣が設定いたします。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。https://eneonedenki.net/hokkaido/clause.html#renewable_energy
- (4)北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、九州電力送配電株式会社および沖縄電力株式会社の供給区域は、離島ユニバーサルサービス調整単価を燃料費調整単価に加算して電気料金を算定いたします。離島ユニバーサルサービス調整単価は、離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合はプラス調整を、下回る場合はマイナス調整を行ないます。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価は毎月変動し、上限値があります。
- (5)電気契約種別に加え、付帯契約種別が適用される場合は、そのすべてを反映して電気料金を算定いたします。
- (6)割引または特典がある場合、電気料金から割引し、または特典を付与いたします。
- (7)料金の算定期間は、前月の検針日または計量日（以下「検針日等」といいます。）から当月の検針日等の前日までの期間といたします。ただし、電気を供給開始し、または契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から次の検針日等の前日までの期間または前回の検針日等から終了日の前日までの期間といたします。

6 債権譲渡に関する特則

- (1)当社は、当社が個別に指定する契約を除き、料金その他のに係る債権を、当社が指定する債権譲受人（以下「当該債権譲受人」といいます。）へ譲渡いたします。この場合において、当社および当該債権譲受人は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (2)当社が(1)の規定により当該債権譲受人へ債権を譲渡する場合において、お客さまに係る氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号および請求書の送付先ならびにその他債権の請求および回収を行なうために必要な情報を当社が当該債権譲受人へ提供する場合があることにあらかじめ同意していただきます。
- (3)当社が(1)の規定により当該債権譲受人へ譲渡する債権に関するその他の取り扱いについては、当該債権譲受人の契約約款等に定めるところによります。

7 料金その他の支払方法および支払期日

- (1)料金については、6（債権譲渡に関する特則）にもとづき、当該債権譲受人へ支払期日までに支払っていただきます。当該債権譲受人へ支払っていただく場合の料金その他の支払方法および支払期日は、当該債権譲受人の定めるところによります。
- (2)(1)にかかわらず、当該一般送配電事業者の託送約款等にもとづいて発生し、当社がお客さまに請求する工事負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指定した方法で、当社が指定する日までに支払っていただきます。
- (3)お客さまがその他有料の商品またはサービスについて、小売または売買契約等にもとづき当社または当該債権譲受人より供給等を受ける場合、当該契約の解除に伴う精算時を除き、原則すべての料金を一括してお支払いいただきます。ただし、当社または当該債権譲受人が別に支払方法を定める場合はこの限りではありません。

8 工事費等の負担

- (1)当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづいてお客さまへの電気供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合には、当社は、その金額を工事費等として、原則として工事着手前にお客さまにお支払いいただきます。
- (2)当社が当該一般送配電事業者から、工事完成後、工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を求められた場合には、その精算金を工事費等としてお客さまにお支払いいただきます。
- (3)次のいずれかの場合において、供給契約の終了または変更の日に、当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづいて料金の精算を求められた場合には、その精算金を工事費等としてお客さまにお支払いいただきます。
 - イ お客さまが契約電力等を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を終了または契約電力等を減少しようとする場合
 - ロ お客さまが契約電力等を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を終了または契約電力等を減少しようとする場合
- (4)お客さまの都合によって供給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづいて費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、その金額を工事費等として、お客さまにお支払いいただきます。

9 使用電力量の算定

- (1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。
- (2)計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、当社と当該一般送配電事業者との協議により定めます。

10 供給契約の変更、解約および解約事務手数料

- (1)供給契約の変更をご希望される場合は、1（供給契約の申込み、成立および契約期間）(1)に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2)電気の使用を終了しようとされる場合は、原則として、終了期日の20日前までに、当社に通知していただきます。当社または当該一般送配電事業者が終了期日に供給を終了させるための適当な処置を行なうにあたり、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (3)供給開始日以降1年目の日までの期間内に、供給契約を終了しようとされる場合は、当社は、解約事務手数料3,300円（税込）を、供給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。

11 当社からの申出による供給契約の解約

- (1)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解約することがあります。
 - イ 当該一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまが、当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ 料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ 供給約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費等供給約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ニ 当社または当該債権譲受人に対して負う、供給契約以外による金銭債務（他の供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金または工事費等を含みます。）を、支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ホ お客さまがその他供給約款等に反した場合
- (2)お客さまが次のいずれかに該当し、当社が当該一般送配電事業者からその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には供給契約を解約することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ その他供給約款等、託送約款等および法令等に反した場合
- (3)お客さまが、当社へ通知されないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、供給契約を解約いたします。

12 違約金および設備賠償金

- (1)お客さまが不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2)(1)の免れた金額は、供給約款等に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3)不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当該一般送配電事業者が決定した期間といたします。

13 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社および当該一般送配電事業者（当社または当該一般送配電事業者が委託した業者を含みます。）は、供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

14 保安に対するお客さまの協力

- (1)託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2)お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3)お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4)当該一般送配電事業者が、必要に応じて、当社との接続供給契約の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。

15 信用情報の共有

お客さまが、供給約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

16 供給約款等の変更

- (1)当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4の規定にもとづき、供給約款等を変更することがあります。この場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款等によります。
 - イ 当該一般送配電事業者が定める託送約款等の変更により供給約款等の変更が必要な場合
 - ロ 法令の制定もしくは改廃により、供給約款等の変更が必要な場合
 - ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
 - ニ その他当社が必要と判断した場合
- (2)供給約款等の変更または契約の変更にもなう供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を以下の方法により行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、書面の交付または電磁的方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行なう場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3)(2)にかかわらず、供給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

17 個人情報の取り扱い

- (1)当社は、取得・保有するお客さまの個人情報について、個人情報の保護に関する関係法令、経済産業省のガイドラインやLPガス販売事業の個人情報に関するガイドラインを遵守し、個人情報保護方針を定め、当社ホームページに掲示いたします。
- (2)当社は、電気・ガス等の各種エネルギー事業およびそれに付帯する事業、その他当社の取り扱う各種生活関連商品・サービス等に付帯する事業を行うために利用し、それ以外の目的には利用いたしません。
- (3)当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者（当社グループ会社、関係会社）と共同で利用し、または当社が指定する第三者（他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者、需要抑制契約者、電力広域的運営推進機関、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社等）へ提供する場合があります。

18 カーボンニュートラルでんき（実質再エネプラン）の適用

- (1)お客さまが選択した電気契約種別または付帯契約種別によりカーボンニュートラルでんき（実質再エネプラン）の供給を受ける場合、当社は、9（使用電力量の算定）にもとづく使用電力量について、再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより、当該使用電力量に対する二酸化炭素排出量を零といたします。
- (2)当社が供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況については、当社ホームページをご覧ください。
<https://eneenedenki.net/hokkaido/clause.html#elec-co2>

19 その他

- (1)本書に記載のない事項については、供給約款等および託送約款等によります。なお、供給約款等は、当社ホームページからご確認いただけます。託送約款等については、当該一般送配電事業者のホームページからご確認ください。
- (2)当社への申込み前にご利用されていた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社に供給契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効や、解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは、旧事業者へお問い合わせください。

クーリング・オフに関するお知らせ

- 1.お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）を発信した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。
- 2.この場合、①お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
- 3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。
- 4.クーリング・オフを行う場合は、下図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、郵送（簡易書留が確実です。）いただくか、本書面に記載のお問い合わせ窓口Eメールアドレスへ通知してください。Eメールによる通知の場合は、原則翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は本書お問い合わせ窓口までご連絡ください。

郵便はがき

0640808

札幌市中央区南8条西6丁目10361F

株式会社エネワンでんき

北海道営業部 行

契約の解除通知

○申込年月日（契約年月日）
●●●●年●月●日

○ご契約名義
●● ●●

○ご使用場所住所
●●●●●●●●●●●●●●

○電話番号
●●●●●●●●●●●●●●

○申込みいただいたご契約
●●●●プラン

上記の日付の申込みは撤回し、または契約を解除します

小売電気事業者（契約当事者）	株式会社エネワンでんき（登録番号：A0015） 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 丸の内センタービル2F 代表取締役 吉澤 正人	当社ホームページ 
お問い合わせ窓口	株式会社いちたかガスワン（業務委託先） 電話番号：0120-296-365（受付時間 平日 9：00～17：00） エネワンでんき Eメールアドレス：info-hokkaido@eneonedenki.net エネワンでんき ホームページURL：https://eneonedenki.net/hokkaido/ ※ 停電・緊急時は当該一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。 ※ 契約の確認、変更、解約も上記窓口で承ります。	

電気料金のお支払いについて

1 電気料金のお支払い先（債権譲渡先）

株式会社いちたかガスワン
〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西6丁目1036
電話番号：0120-296-365（受付時間 平日 9：00～17：00）

2 「エネワン でんきご利用料金等の請求・収納」に係る取扱い約款

株式会社いちたかガスワン（以下「いちたかガスワン」といいます。）は、「エネワンでんきご利用料金等の請求・収納」に係る取扱い約款にもとづいて、電気料金を請求いたします。「エネワンでんきご利用料金等の請求・収納」に係る取扱い約款の全文は、以下のURLよりご覧いただけます。

<https://eneonedenki.net/hokkaido/pdf/seikyuyakkan.pdf>



3 支払方法

- (1)料金については毎月、原則として以下のいずれかの方法により、支払期日までに支払っていただきます。
- イ クレジットカードによるお支払いの場合は、ご指定のクレジット会社の規約にもとづきお支払いいただきます。
 - ロ 口座振替によるお支払いの場合は、原則として検針日翌月5日または翌々月5日（金融機関が休業日の場合、翌営業日）にご指定の預金口座からいちたかガスワンの指定する口座へ振り替える方法によりお支払いいただきます。
- (2)(1)イまたはロの手続きが完了するまで、いちたかガスワンが指定した金融機関等を通じていちたかガスワンが指定した様式により、払い込みの方法でお支払いいただきます。

4 帳票発行手数料

- (1)いちたかガスワンは、次のイ、ロまたはハに該当する場合は、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、イまたはロのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の料金の支払期日までに、ハのときにはいちたかガスワンが指定した支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないといちたかガスワンが判断した場合は、この限りではありません。
- イ お客さまが、3（支払方法）(1)に該当し、書面による請求書の発行を希望され、いちたかガスワンが請求書を発行した場合
 - ロ お客さまが、3（支払方法）(2)に該当する場合
 - ハ お客さまが、いちたかガスワンが指定する支払期日までに支払っていただけなかった場合
- (2)帳票発行手数料は、次の通りといたします。
- イ (1)イの場合
請求書1部につき330円（税込）
 - ロ (1)ロの場合
払込票1部につき330円（税込）
 - ハ (1)ハの場合
再発行手数料1部につき330円（税込）